

## 三鷹市公契約条例施行規則

令和8年3月18日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市公契約条例（令和7年三鷹市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- (1) 施設の総合的な管理業務に関する契約
- (2) 施設の清掃業務に関する契約
- (3) 給食調理業務に関する契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める契約

2 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる公の施設に係る指定管理協定とし、当該指定管理協定の受注者がその管理業務の一部を契約により受注関係者に行わせる場合においては、工事請負契約及び前項各号に掲げる契約に準じた契約につきその受注関係者に適用するものとする。

- (1) 三鷹市総合スポーツセンター
- (2) 三鷹市生涯学習センター
- (3) 三鷹中央防災公園
- (4) 三鷹市福祉Laboどんぐり山
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める公の施設

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項に規定する規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労働環境の報告)

第5条 条例第9条に規定する報告は、次に掲げる事項について、市長が指定する日までに、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により行うものとする。

- (1) 雇用契約の締結の状況
  - (2) 労働報酬の支払の状況
  - (3) 労働時間の管理の状況
  - (4) 約定事項の遵守の状況
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項の規定による市職員の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(公表)

第7条 条例第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

- (1) 公契約の件名(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称)及び締結の日
- (2) 受注者又は受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 公契約の解除をした日及びその理由
- (4) 公契約の契約期間終了後に公契約の解除事由に該当していたことが判明した場合においては、当該事由の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第8条 三鷹市公契約審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第17条第1項各号に掲げる者がそれぞれ1人以上出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(守秘義務)

第10条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部契約管理課において処理する。

(労働者等に対する周知)

第12条 条例別表3の項に規定する労働者等に周知する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 労働報酬下限額

(2) 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

(3) 条例第10条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの申出先

(4) 条例第11条に規定する不利益取扱いの禁止に関する事項

(5) 条例別表4の項に規定する労働報酬の連帯責任に関する事項

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表）

身 分 証 明 書			
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
		生年月日	
<p>上記の者は、三鷹市公契約条例第12条第1項に規定する立入調査等の権限を有する者であることを証明する。</p>			
発行日	年	月	日
有効期限	年	月	日
三鷹市長 氏 名			印

（裏）

三鷹市公契約条例（抜粋）	
<p>（報告、立入調査等）</p>	
<p>第12条 市長は、市に対し第10条の規定による申出があったとき又は第7条第1項及び第15条の規定により約定した事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者若しくは受注関係者に対し必要な報告を求め、又は市職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	
<p>2 前項の規定により立入調査又は質問を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	
<p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	